

「(仮称) 日南風力発電事業」の環境影響評価方法書に対する 環境の保全の見地からの意見

1 総括的事項

(1) 環境影響評価を実施するに当たっては、文献や専門家の助言等に基づき最新の知見及び評価手法を採用し、住宅の分布、風況、自然状況等の多面的な視点から評価を行い、綿密な調査を行うこと。

(2) 当該方法書までの事業内容の具体化の過程において、風力発電機の基数は減少しているが、単機の規模が大型化している。

風力発電機の機種を選定及び配置の検討に当たっては、単機出力及び基数の見直しも含めて検討し、環境及び近隣住民への影響を回避又は極力低減すること。

(3) 対象事業実施区域の周辺には、配慮が必要な住宅等が存在している。

事業の計画に当たっては、地元自治体や地域住民とのコミュニケーションが不可欠であるため、次の事項について必要な対応をとること。

ア 地元自治体と緊密な連携を図ること。

イ 地域住民の立場に立った説明会を随時開催し、地域住民との間で環境保全に関して合意形成を図るなど、地域住民の理解の醸成に努めること。

ウ 地域住民から聴取した意見を事業計画に適切に反映すること。

(4) 下記2の個別的事項について、環境影響を回避又は十分に低減できない場合は、対象事業実施区域の変更及び事業計画の中止を含めた計画見直しを行うこと。

2 個別的事項

(1) 騒音、振動及び超低周波音について

対象事業実施区域及びその周辺には、障害者支援施設つよし寮を始め、配慮が必要な住宅等が点在しており、騒音等（騒音、振動及び低周波音（超低周波音を含む。）をいう。以下同じ。）による影響が懸念されるため、次の事項について必要な対策を講じること。

ア 上記配慮が必要な地域等において、現状の騒音レベルを把握すること。

イ 騒音等による地域住民の心身への影響を含む生活環境への影響について、最新の知見に基づき十分な調査、予測及び評価を行うこと。

ウ 造成工事等の施工、工事用資材の輸送、供用時の騒音等について、地域住民の生活に影響が及ぶことがないように、風力発電機の機種、配置及び基数の検討を行い、その結果を準備書に具体的に記載すること。

(2) 水環境について

対象事業実施区域及びその周辺では、表流水、湧水等を飲料水として利用しているため、敷地の造成や道路工事等の開発に伴う、表流水、湧水等に係る飲料水供給施設への影響、水質の汚染等が懸念される。

対象事業実施区域周辺の飲料水供給施設設置状況を把握し、当該施設への影響を回避又は極力低減すること。

(3) 風車の影について

施設の稼働に伴う風車の影による影響について、近隣住民の生活等への影響が懸念されるため、十分な調査、予測及び評価を行うこと。

また、海外のアセス事例の予測範囲を基に予測地域範囲を算定しているが、対象事業実施区域の特性を勘案したシミュレーションにより、予測及び評価を行うこと。

(4) 景観について

風力発電機の大きさ及び配置等については、供用時の圧迫感や威圧感等により、地域住民や一般交通利用者への影響が考えられるため、風力発電機の見え方について検討を行うこと。

(5) 動植物及び生態系について

注目種等の生態系における餌種・餌量調査については、現地調査を行わない場合においても、踏査時に注目種等の餌となる対象を見かけた際には、記録を行うなど配慮を行うこと。

(6) その他

事業終了後の施設の撤去を、計画の中に文書で位置づけること。